

アウトドア等体験コンテンツ利用促進キャンペーン業務委託仕様書

1 業務委託の名称

アウトドア等体験コンテンツ利用促進キャンペーン業務

2 業務の目的

県内のアウトドア体験コンテンツやナイトタイム体験（夜間や早朝に係る体験）の認知度向上及び利用促進につなげるため、オンライン予約サイトを活用した山口県の魅力あるアウトドア等体験コンテンツの販売促進キャンペーンを実施する。

また、有料及び無料の体験をまとめた特集ページの作成及び掲載により、効果的な情報発信を図る。

3 業務の期間

契約締結の日から令和6年12月31日まで

4 定義

この仕様書において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

(1) 「アウトドア体験コンテンツ」

主として屋外の自然が活用されたレジャーやアクティビティ等の観光体験コンテンツ。

ただし、アクティビティを伴わない観光施設の入館・入場等や単に料理を提供するサービスは除く。

※詳細は、別添「対象コンテンツの基本的な考え方について」のとおり

(2) 「ナイトタイム体験コンテンツ」

ナイトタイム（夜間や早朝）に提供される体験コンテンツで、アウトドアに限らず、施設内で行われるコンテンツについても対象とする。

※詳細は、別添「対象コンテンツの基本的な考え方について」のとおり

(3) 「アウトドアオンライン予約サイト」

アウトドア体験コンテンツの予約ができるインターネット上の Web サイト

(4) 「割引クーポン」

オンライン予約サイト上で、アウトドア体験コンテンツ及びナイトタイム体験の予約時に利用料金の一部として充当できる電子割引券

5 業務の概要

- (1) 山口県でのアウトドア体験コンテンツ及びナイトタイム体験に利用できる割引クーポン（30%割引）をオンライン予約サイトで発行する。
- (2) 割引クーポンの発行にあわせて、アウトドア体験コンテンツ及びナイトタイム体験の積極的な利用を促進することを目的とした販売促進プロモーションを実施する。
- (3) オンライン予約サイトHPに、有料・無料の体験をまとめた特集ページを作成・掲載する。

6 委託業務内容

(1) 割引クーポンの発行

- ア 割引クーポンの利用期間は、令和6年7月1日から令和6年9月30日までとする。（原資がなくなり次第終了）
- イ 割引クーポンの発行期間は、最も利用促進に繋がる期間を設定する。
- ウ 割引クーポンの対象となる商品は、オンライン予約サイト上で販売されているアウトドア体験コンテンツ及びナイトタイム体験（有料）商品とする。なお、商品の実施場所の所在地は山口県とする。
- エ 割引クーポンはオンライン予約サイト上で発行し、予約サイト利用者が商品を予約する際に利用料金の一部として充当すること。
- オ 割引クーポンの割引率は30%とする。
- カ 各月の割引クーポンの発行枚数は連盟と協議の上、決定する。なお、割引クーポンの利用状況を考慮し、連盟と協議の上、割引クーポン原資分の金額の範囲内で発行枚数を見直しできるものとする。
- キ 対象商品が割引クーポンの対象である旨を、利用者に分かりやすいようにオンライン予約サイト上で表示すること。
- ク 割引クーポンの発行金額が期間内にクーポン原資額の上限に達した場合、その時点をもって発行を終了すること。
- ケ 現状、オンライン予約サイト上で販売されていない商品については、連盟の指定する日から随時商品登録を受け付けるものとする。（手数料など、他の諸条件はオンライン予約サイトで通常適用されるものと同等に合わせるものとする。）

(2) 販売促進プロモーションの実施

- ア 割引クーポンの対象商品の積極的な利用を促すことを目的とした各種プロモーションを実施すること。

イ 販売促進プロモーションの実施期間は、最も利用促進に繋がる期間を設定する。ただし、割引クーポンが期間内に発行終了した場合は同日をもって販売促進プロモーションも中止する。

ウ 販売促進プロモーションのターゲットは、次の在住者の順番とする。

①隣県（福岡県、広島県）、②山口県、③首都圏・関西圏

エ 実施する販売促進プロモーションの内容及び時期は、連盟と協議の上で決定する。

(3) 特集ページ作成及び掲載

ア 予約サイトHPに、アウトドア体験コンテンツ及びナイトタイム体験（有料・無料）をまとめた特集ページを作成・掲載する。

イ 記事の内容は投稿前に連盟の了承を取ること。

7 契約金額について

(1) 本業務の委託限度額は、14,100千円以内とする。

委託限度額は、割引クーポン原資分を含むものであり、その内訳は次のとおりとする。

【内訳】

・割引クーポン原資分

7,500千円程度とする。（消費税及び地方消費税は非課税）

・事務手数料及び販売促進プロモーション、特集ページ作成に係る費用

6,600千円以内とする。（消費税及び地方消費税を含む。）

(2) 業務終了後の未利用の割引クーポン原資については、変更契約を実施し、減額する。

8 成果物の著作権等

今回の業務委託により制作される成果物の著作権、所有権、その他の一切の権利は、一般社団法人山口県観光連盟に帰属するものとする。

ただし、同一性保持権等連盟に帰属することができない適切な理由がある場合で、事前に連盟の承諾を得たときはこの限りではない。この場合、連盟は当該許諾条件の範囲内で使用权を有するものとする。

業務の実施に当たり、著作権、肖像権等に関して権利者の商談が必要な場合は、受託者がその手続きを行うものとし、当該許諾、借用等により発生する費用は、当初の契約金額に含むものとする。

9 問い合わせ等の対応

委託期間中、本業務に係る問合せや苦情があった場合、受託者の責任において、速やかに対応することとし、連盟に報告すること。

10 業務実施状況報告書及び実施報告書

日毎の状況がわかる割引クーポンの発行状況や販売実績等を記載した業務実施状況報告書を作成し、週に1度、連盟に提出すること。また、毎月5日までに、前月の割引クーポンの発行状況や販売促進プロモーションの実施内容、販売実績（利用者の属性や申込傾向等をデータで集計）等を記載した業務実施状況報告書（月報）を作成し、連盟に提出すること。

また、委託業務完了の日から起算して10日を経過した日又は、令和6年12月31日のいずれか早い日までに、業務の実績及び事業効果等を記載した実績報告書を作成し提出すること。

各報告書への記載内容については、連盟と協議の上で決定する。

11 留意事項

この仕様書に掲げる事項及び委託業務に関し、違反したとき又は誠実に履行する見込みがないと連盟が認めたときは、契約を解除する。

連盟は、必要があると認めたときは、業務の実施状況を調査することができる。

社会情勢等を原因として、連盟から本業務の一部又は全部について休止又は中止する旨の指示があった場合は速やかに指示に従うこと。

この仕様書に定めのない事項又は疑義がある場合は、その都度協議の上、実施するものとする。